

## 多賀城跡ガイダンス施設前における自動販売機設置に関する協定書

多賀城市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇販売株式会社（以下「乙」という。）は、多賀城跡ガイダンス施設周辺の来場者の利便性向上及び熱中症対策を目的として、自動販売機の設置及び管理運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、別紙仕様書に基づき乙が設置し、管理する自販機により乙の取り扱う商品を販売することにおける当該自販機による支援内容を定めることを目的とする。

（自販機の設置場所）

第2条 甲は、別紙仕様書に定める場所を乙の利用に供するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定は、令和8年 月 日から令和11年3月31日まで有効とする。

（使用料）

第4条 乙は、第3条に定める期間中において、年度ごとに、多賀城市都市公園条例（昭和43年多賀城市条例第12号）第12条の規定に基づき算出した使用料を、甲が発行する納入通知書により指定する期限までに納入しなければならない。

（設置設備）

第5条 設置設備については、別紙仕様書に記載のとおりとする。

2 乙は、甲の指定する場所に自販機を設置し、使用できる状態に調整した後、甲の確認を受け、これに合格した後に運用を開始するものとする。

3 前項の確認の結果、不合格となり、補正の必要があるときは、乙は遅滞なく補正を行い、再び甲の確認を受けるものとする。

4 乙は、自販機の仕様内容を変更しようとするときは、事前に書面により甲に協議の上、承認を得るものとする。

5 自販機の設置に要する費用は、乙の負担とする。

（取扱商品及び販売価格）

第6条 乙は、取扱商品及び販売価格を前条第1項の確認を受ける前に、甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により通知した取扱商品及び販売価格を変更する場合は、10日前までに変更後の取扱商品及び販売価格を甲に通知するものとする。変更後、再度変更するときも同様とする。

（稼働時間）

第7条 自販機は、常時稼働を原則とする。

（設備の維持管理等）

第8条 乙は、別紙仕様書に掲げる事項を善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

2 甲は、自販機設備に破損その他の異常を発見したときは、直ちに乙に連絡し、復旧

等の措置を行わせるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、甲は自販機設備の適正な運営のため必要と認めたときは、乙に対し指示、指導及び助言を行うものとし、乙はこれに対し誠実に対応するものとする。

- 4 維持管理等に要する費用は、乙の負担とする。

(電気使用料)

第9条 乙は、自販機に証明書用電気計器（以下「電気子メーター」という。）を設置し、自販機運営に係る一切の電気使用料を負担するものとする。

- 2 甲は、施設全体の電気使用料を基に算出した単価に基づき、設置期間中の各月末に電気子メーターの表示に基づく当該月の電気使用料を算出の上、納入通知書を発行し、乙に送付するものとする。

- 3 乙は、前項の納入通知書により、指定する期限までに納入しなければならない。

(販売数量等の報告)

第10条 乙は、販売数量を毎月末に1月分を取りまとめ、翌月10日までに甲に報告するものとする。

- 2 報告は、販売品目毎に行うことを原則とするが、管理運営上これにより難しい場合は、甲乙協議の上、内容について決定するものとする。

(事業実施に伴う売上代金の一部納入)

第11条 乙は、第3条に定める有効期間内における各年度の終了後、速やかに当該期間中に販売した商品に係る売上代金の一部を甲に納入するものとする。

- 2 売上代金の納入は、甲が指定する方法により行うものとする。

(第三者への損害賠償義務)

第12条 乙は、自販機設備の管理運営において第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき理由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

- 2 甲が乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもって通告し、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 自販機の設置運営に係る業務の処理が著しく不適當であると認められるとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により、協定期間内にこの協定を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なくしてこの協定の条項に違反したとき。
- (4) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき。

- 2 甲は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、この協定を解除することができる。

- 3 前2項の規定による協定の解除に係る損害賠償金等については、甲乙協議の上、

定めるものとする。

(原状回復)

第14条 乙は、協定有効期間の満了により事業を終了するとき又は前条の規定によりこの協定が解除されたときは、速やかに自販機を撤去し、現状に復さなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 原状回復に必要な費用は、全て乙の負担とする。

(不当介入に対する措置)

第15条 乙は、この協定の履行に当たり暴力団員等による不当要求や妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、甲に対しその旨を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この協定の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後においても同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈、運用に係る疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれが1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号  
多賀城市長 深谷 晃 祐

乙